

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：滑川市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

東加積村：下大浦棚田、大崎野棚田、千鳥棚田、開棚田、森野新棚田、中野棚田、東福寺開棚田、室山棚田、下野棚田、改養寺棚田、野尻道寺棚田、大日棚田

山加積村：田林棚田、東福寺野棚田、小森棚田、東福寺棚田

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 棚田全体において、令和11年度まで荒廃農地(東加積村：1ha、山加積村：0.9ha)が増加しないよう現状維持する。
- ・担い手の確保
 - 棚田全体において、令和11年度までに担い手を新たに2人以上確保する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 田林、東福寺野、小森、東福寺棚田において、令和11年度までに「ドローン」を活用し、令和6年度までに延べ30haの農薬散布を行い、作業の省力化の効果が得られたため、令和11年度までに延べ32haに目標を増加させ、除作業の省力化を推進する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 下大浦棚田において、野菜の作付面積を1.3ha(令和6年度)から令和11年度までに1.5haへ拡大し、ひかる市(直売所)や学校給食へ供給する。
 - 東福寺棚田において、「ワラビ」が自生している農地10aを令和11年度までに再整備し、生産量150kg(令和6年度)から令和11年度までに200kgへ増加させ、直売所で販売する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 東福寺、東福寺野、小森棚田において、令和11年度までに鳥獣被害に強い作物として「ハトムギ」を新たに50a作付し、荒廃農地の発生を防止するとともに、ハトムギ茶加工用としてアルプス農業協同組合に出荷する。
- ・良好な景観の形成
 - 田林棚田において、景観作物として「リンドウ」を令和11年度までに新たに500㎡で育成する。

-東福寺野棚田において、コスモス等の景観作物を令和11年度までに新たに10a植栽する。

・鳥獣被害の防止

-指定棚田地域全体における鳥獣被害額を5,541千円（令和6年度）から令和11年度までに2割減少を目指す。

・伝統文化の継承

-伝統的な郷土芸能「新川古代神」や「新川松坂踊り」を次世代へ継承するため、地元保存会による小学校指導を継続して年1回以上行う。

-指定棚田地域内に流れる「室山野用水」や「東福寺野用水」といった地域を支えてきた重要な文化財をとおして郷土の歴史を学ぶため、博物館職員等を講師としたふるさと学習を継続して年1回以上行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-東福寺野、東福寺、田林棚田において、令和11年度までに自然ふれあいイベント（集落内外の人を対象としたりんご摘み取り体験等）を継続して開催し、令和6年度の年間参加者20人から、年間参加者25人に増加させる。

・棚田を観光資源とした地域振興

-小森棚田において、ホテルの鑑賞会を開催し、年間参加者30人（令和6年度）から令和11年度までに35人の参加を目指す。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

-それぞれの棚田において、日本型直接支払推進交付金を活用し、集落協定等構成員の協力のもと、耕作をはじめ、農地の草刈りや水路管理を行い、荒廃農地の発生を防止する。

・担い手の確保

-棚田全体において、地域の経営体として農業高校等の研修先として受け入れをするなど、担い手の育成を図る。また、農業者の高齢化による担い手不足が課題となっていることから、経営継承を進めていくなかで担い手確保を促進する。

・生産性・付加価値の向上

-田林、東福寺野、小森、東福寺の棚田において、生産性の向上等を図るため、ドローンによる農薬散布を行うなどスマート農業の取り組みを推進することにより維持管理労力を低減する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

-下大浦棚田において、野菜の栽培規模の拡大を行うほか、ひかる市（直売所）や学校給食へ供給し地産地消を推進する。

-田林棚田において、鳥獣被害に強い作物として「サラダごぼう」を新たに栽培し、学校給食へ供給する。

-東福寺棚田において、「ワラビ」の育つ環境整備を行い、安定的に栽培する。

・自然環境の保全・活用

-東福寺、東福寺野、小森棚田において、鳥獣被害に強い作物として「ハトムギ」を作付し、荒廃農地の発生を防止し良好な景観を確保するとともに加工用としてアルプス農業協同組合へ出荷する。

・良好な景観の形成

-大崎野棚田において「そば」の栽培規模の拡大を行うほか、田林棚田において「リンドウ」を植栽するなどし、良好な景観を確保する。

-東福寺野棚田において、コスモス等の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。

・鳥獣被害の防止

-棚田全体において、侵入防止柵や捕獲檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進し、棚田米生産などの活動保全を図る。

・伝統文化の継承

-指定棚田地域内の児童が通う小学校を対象に、地元保存会による伝統的な郷土芸能の指導を行い、郷土理解を深めるとともにその保存と継承を図る。

-指定棚田地域内の児童が通う小学校を対象に、地域の偉人・椎名道三の開削した「室山野用水」「東福寺野用水」といった地域農業の根幹を支える歴史のある文化財について学び、ふるさと意識の醸成を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

-東福寺野、東福寺、田林の棚田で集落内外の人を対象としたりんご、ぶどうの摘み取り体験等を新たに開催することで、郷土への愛着を深めてもらうとともに、美しい棚田の景観など豊かな自然にふれ合える機会を創出する。

・棚田を観光資源とした地域振興

-小森棚田において、市内外からの来訪を推進するための環境整備を行い、ホテルの鑑賞会を実施する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の滑川市指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

滑川市指定棚田地域振興協議会は、滑川市、農業者、アルプス農業協同組合、土地改

良区、富山県（新川農林振興センター）等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙1のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項